

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添 1-080
提出年月日	2023年2月10日

VI-1-10-2 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

原子炉本体

2023年2月

中国電力株式会社

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

島根原子力発電所第2号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、島根原子力発電所第2号機における設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-9により示す。

設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類	
		◎：主担当 ○：関連						
		本社	発電所	供給者				
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	—	
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・安全審査指針 ・技術基準規則 ・旧技術基準規則	・様式-2	
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計 1）	◎	—	—	・様式-2 ・技術基準規則	・様式-3 ・様式-4	—
						・様式-2 ・様式-4 ・実用炉規則別表第二 ・技術基準規則	・様式-5	
						・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	・様式-6 ・様式-7	
						・基本設計方針	・様式-5	
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）	◎	—	—	・様式-2 ・様式-5 ・基本設計方針	・様式-8 の「設工認設計結果（要目表 / 設計方針）」欄	—
		1. 共通的に適用される設計	「原子炉冷却系統施設」参照			「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照
		2. 原子炉本体の設計	◎	—	—	・様式-2 ・基本設計方針	・要目表	—
	3. 原子炉压力容器の脆性破壊防止に係る設計	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 ・「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」 ・「J E A C 4 2 0 1-2007」 ・「J E A C 4 2 0 1-2007（2010年追補版）」 ・「J E A C 4 2 0 1-2007（2013年追補版）」 ・「J E A C 4 2 0 6-2007」 ・業務報告書	・原子炉压力容器の脆性破壊防止に関する説明書	・仕様書	

設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎：主担当 ○：関連					
			本社	発電所	供給者			
設計	3.3.3 (2)	4. 原子炉本体の兼用に関する設計						
		4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認	◎	—	—	・様式-2 ・様式-5 ・基本設計方針 ・設置変更許可申請書	・機能単位の系統図 ・設定根拠の「(概要)」部分	—
		4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 ① 炉心支持構造物 ② 原子炉压力容器	◎	—	○	・業務報告書 ・機能単位の系統図 ・設定根拠の「(概要)」部分	・要目表 ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・構造図	・仕様書
		5. 原子炉本体の基礎に関する設計	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・既工認 ・業務報告書 ・VI-1-10-8の「2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計」で取りまとめた設計資料 ・VI-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で取りまとめた設計資料	・原子炉本体の基礎に関する説明書	・仕様書 ・解析業務実施状況確認記録
	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	◎	—	—	・様式-2～様式-8	—	—
	3.3.3 (4)	設工認申請書の作成	◎	○	—	・設計 1 ・設計 2 ・工事の方法	・設工認申請書案	・工事計画認可申請書(補正)妥当性確認チェックシート
3.3.3 (5)	設工認申請書の承認	◎	—	—	・設工認申請書案	・設工認申請書	・立案・決定票	
工事及び検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計 3)	—	◎	○	・設計資料 ・業務報告書	・様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄	・仕様書
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	◎	○	・仕様書 ・工事の方法	・工事記録	—
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	◎	○	・様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄及び「設備の具体的な設計結果」欄 ・工事の方法	・様式-8の「確認方法」欄	—

設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類	
		◎：主担当 ○：関連						
		本社	発電所	供給者				
工事 及 び 検 査	3.5.3	検査計画の管理	—	◎	○	・使用前事業者検査工程表	・検査成績書	—
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	◎	○	・溶接部詳細一覧表	・工事記録	—
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	—	◎	○	・様式-8の「確認方法」欄 ・工事の方法	・検査要領書	—
			—	◎	○	・検査要領書	・検査記録	—
	3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ	—	◎	○	—	・検査記録	—

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績 (設備関係)

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統名	機器区分		機器名称	品質保証ランク	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用業務	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」の適用業務	備考		
原子炉本体	—*	—*	炉型式, 定格熱出力, 過剰反応度及び反応度係数 (減速材温度係数, 燃料棒温度係数, 減速材ポイド係数及び出力反応度係数) 並びに減速材	—*	炉型式, 定格熱出力, 過剰反応度及び反応度係数 (減速材温度係数, 燃料棒温度係数, 減速材ポイド係数及び出力反応度係数) 並びに減速材				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。		
	炉心	—*	炉心形状, 格子形状, 燃料集合体数, 炉心有効高さ及び炉心等価直径	—*	炉心形状, 格子形状, 燃料集合体数, 炉心有効高さ及び炉心等価直径					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			燃料体最高燃焼度 (初装荷及び取替えの別並びに燃料材, 燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。)及び核燃料物質の最大装荷量	—*	燃料体最高燃焼度 (初装荷及び取替えの別並びに燃料材, 燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。)及び核燃料物質の最大装荷量					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			燃料材の最高温度	—*	燃料材の最高温度					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			熱的制限値 (最小限界出力比及び最大線出力密度)	—*	熱的制限値 (最小限界出力比及び最大線出力密度)					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
	燃料体	—*	—*	—*	取替燃料タイプ1 (高燃焼度 8×8 燃料)					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
					取替燃料タイプ2 (9×9 燃料 (A型))					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
					取替燃料タイプ3 (9×9 燃料 (B型))					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
	チャンネルボックス	—*	—*	—*	チャンネルボックス				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。		
	炉心支持構造物	—*	炉心シュラウド及びシュラウドサポート	—*	炉心シュラウド					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
					シュラウドサポート					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			上部格子板	—*	上部格子板					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			炉心支持板	—*	炉心支持板					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			燃料支持金具	—*	中央燃料支持金具		中央燃料支持金具				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
					周辺燃料支持金具		周辺燃料支持金具				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
	制御棒案内管	—*	制御棒案内管		制御棒案内管				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。		
	原子炉压力容器	—*	原子炉压力容器本体	—*	原子炉压力容器					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			原子炉压力容器支持構造物	支持構造物		原子炉压力容器支持スカート					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
				基礎ボルト		原子炉压力容器基礎ボルト					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
			原子炉格納容器スタビライザ	原子炉压力容器スタビライザ		原子炉压力容器スタビライザ					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器スタビライザ		原子炉格納容器スタビライザ					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
			原子炉压力容器付属構造物	中性子束計測ハウジング		原子炉中性子計測ハウジング					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
				制御棒駆動機構ハウジング		制御棒駆動機構ハウジング					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
			制御棒駆動機構ハウジング支持金具		制御棒駆動機構ハウジング支持金具					既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
			ジェットポンプ計測管貫通部シール		ジェットポンプ計測管貫通部シール		ジェットポンプ計測管貫通部シール				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。
	差圧検出・ほう酸水注入配管		差圧検出・ほう酸水注入配管 (ティーより N11 ノズルまでの外管)		差圧検出・ほう酸水注入配管 (ティーより N11 ノズルまでの外管)				既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。		

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統名	機器区分		機器名称	品質保証ランク	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用業務	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」の適用業務	備考
原子炉本体	原子炉压力容器	—*	原子炉压力容器内部構造物	蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジング	蒸気乾燥器ユニット	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					蒸気乾燥器ハウジング				
			原子炉压力容器内部構造物	気水分離器及びスタンドパイプ	気水分離器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					スタンドパイプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				シュラウドヘッド	シュラウドヘッド	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				ジェットポンプ	ジェットポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			スパージャ及び内部配管	給水スパージャ	給水スパージャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧炉心スプレイスパージャ	高圧炉心スプレイスパージャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧炉心スプレイスパージャ	低圧炉心スプレイスパージャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧注水系配管（原子炉压力容器内部）	低圧注水系配管（原子炉压力容器内部）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧炉心スプレイ系配管（原子炉压力容器内部）	高圧炉心スプレイ系配管（原子炉压力容器内部）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧炉心スプレイ系配管（原子炉压力容器内部）	低圧炉心スプレイ系配管（原子炉压力容器内部）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉压力容器内部）	差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉压力容器内部）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			中性子束計測案内管	原子炉中性子計装案内管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				

注記*：「—」は、該当する系統が存在しない場合、又は実用炉規則別表第二を細分化した際に、該当する機器区分が存在しない場合を示す。